四　土地区画整理事業の名称　越谷都市計画事業越谷レイクタウン特定土地区画整理事業
五　事務所の所在地　埼玉県越谷市西方一丁目三千三百四十番地一
六　施行規程及び事業計画の認可の年月日　平成十一年十二月二十四日
七　事業計画の変更（第四回）の認可の年月日　平成二十五年八月二十日

○原子力規制委員会告示第十四号

東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第二号）第四十三条第一号から第三号まで及び第五号に基づき、東京電力株式会社福島第一原子力発電所の保安及び特定核燃料物質の防護に関して必要な事項を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十五年八月二十日　原子力規制委員会委員長　田中　俊一

東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関して必要な事項を定める告示の一部を改正する告示

東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関して必要な事項を定める告示（平成二十五年原子力規制委員会告示第三号）の一部を次のように改正する。

第十四条の次に次の一条を加える。

（検査員資格研修）

第十五条　規則第四十三条第一号から第三号まで及び第五号の原子力規制委員会が定める研修は、次の表の上欄に掲げる科目に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる内容について、同表の下欄に掲げる研修時間行うものとする。

科目	内容	研修時間
一　原子力施設の構造、材料等	再処理施設、加工施設、試験研究用等原子炉施設及び発電用原子炉施設その他の施設の構造、材料及び機能	八時間
二　原子力施設の工事、維持及び運用	原子力施設の操作、運転及び保守	六時間
三　溶接技術及び非破壊検査技術	一　溶接材料、溶接設計、溶接施工、溶接管理及び溶接設備 二　放射線透過試験、超音波探傷試験、磁粉探傷試験及び浸透探傷試験	十五時間
四　放射線管理・品質保証	放射線の防護及び被ばく管理並びに日本工業規格Q九〇〇一に係るもの	四時間
五　関係法令及び検査の方法	一　法その他の関係法令 二　法に基づく技術基準 三　原子力施設の検査の方法 四　実施計画に定められた発電用原子炉施設の工事及び性能	十六時間
備考　この表の各号に掲げる科目と同等の効果がある科目を履修したときは免除することができる。		

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○東北地方整備局告示第百七十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年八月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

東北地方整備局長　小池　剛

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　六号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
いわき市勿来町関田御城前九八番三九から同市勿来町関田御城前三一番一まで	前	一二・〇〇メートル	二六・〇〇キロメートル
	後	一二・〇〇メートル	二三・〇〇キロメートル

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局磐城国道事務所

○関東地方整備局告示第三百六十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年八月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年八月二十日

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十七号	前橋市青柳町字山王九五六番一から同市青柳町字山王九六〇番一（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局高崎河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十五年八月二十日

○関東地方整備局告示第三百六十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年八月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年八月二十日

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十七号	前橋市川端町字前田七五番一地先から同市川端町字前田七七番地先まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局高崎河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十五年八月二十日

○関東地方整備局告示第三百六十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年八月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年八月二十日

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十七号	前橋市上細井町字新田上一二九一番一地内（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局高崎河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十五年八月二十日

○北陸地方整備局告示第七十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年八月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年八月二十日

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
八号及び三百五号	加賀市中代町ル一四二番二から同市上河崎町子一四七番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	北陸地方整備局及び同局金沢河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十五年八月二十日

北陸地方整備局長　野田　徹